

平成 26 年 7 月 24 日

内閣官房 IT 総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の
意見募集に対する意見について

平成 26 年 6 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の意見募集に対する意見について

| 頁数 | 項番（例：第2、Ⅰ、1） | 意見内容 | 理由等 |
|----|--------------|--|---|
| 5 | 第2、Ⅰ、1 | パーソナルデータの利活用による消費者サイドのメリット・デメリットについても広く周知していただきたい。 | パーソナルデータについては、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能となっており、その利用価値は高いとされているが、消費者サイドからみて、パーソナルデータの利活用はどのような利益があり、「公益」につながるのか、説明が十分ではないと考えられるため。 |
| 8 | 第2、Ⅱ、1 | 個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができるとし、さらに、当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関は当該ルールまたは民間団体の認定等を行うことができるとされているが、金融・医療・情報通信分野の情報等といった特に取扱いを慎重に行うべき情報については、事前に第三者機関側で公的見解として、判断目線・基準を示していただきたい。 | 実効性を確保する枠組みを創設するために必要であると考えられるため。 |
| 10 | 第3、Ⅲ、1、(1) | パーソナルデータの利活用にあたっては、個人情報等の範囲に係る「グレーゾーン」の問題がある。個人情報として保護の対象になるもの範囲を明確にし、「グレーゾーン」を極力なくしていただきたい。 | 現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないため、パーソナルデータの利活用を行ううえで支障があるため。 |
| 11 | 第3、Ⅲ、1、(2) | 機微情報の定義および取扱いについては、業界横断的に統一されたものとしていただきたい。 | 各業界によって機微情報の定義および取扱いが異なると、無用な混乱を生むため。 |
| 11 | 第3、Ⅲ、1、(2) | 「社会的身分」の定義を示していただきたい。 | 金融庁のガイドラインでは、「政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」が機微情報とされており、「社会的身分」とはこの金融庁の機微情報の定義の中に含まれるのかどうかの確認のため。 |

| 頁数 | 項番（例：第2、I、1） | 意見内容 | 理由等 |
|----|--|---|---|
| 11 | 第3、Ⅲ、1、(3)② | 「利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられるが、具体的な措置については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする」とあるが、本人特定不可能な状態でパーソナルデータを利活用する場合には、利用目的の変更の手続は不要とするなどの措置を検討いただきたい。 | 本人を特定できる個人情報の利用に当たっての利用目的を変更する場合には慎重な対応が求められることは理解できるものの、個人情報が特定できない低減データに関しては、左記のような利用目的変更手続は不要とした方が利活用は推進可能と考えるため。 |
| 12 | 第3、Ⅲ、1、(3)③ | オプトアウトの第三者機関への届出について、事前届出を想定していると考えるが、届出から適用までの期間をどの程度想定しているのか示していただきたい。 また、個人情報保護法および監督省庁のガイドライン等にもとづいたかたちでオプトアウト制度を利用しており、届出の内容や方法については、実務的な負担が少ないかたちを検討いただきたい。 | 実務への影響の確認のため。 |
| 12 | 第3、Ⅲ、1、(3)⑥ | 業務毎に個人データの保存期間を定めていることから、データ保存期間等の公表の在り方については、事業者の事務負担等を考慮していただきたい。 | 保有個人データの保存期間等を公表することにより、当該データの取扱いの透明性を図るという趣旨は理解できる。しかし、事業者によっては、業務毎に個人データの保存期間を決めており、当該データの一つ一つについての保存期間の一覧表のようなものを開示し続けることは実務的な負担が大きいことに加え、消費者にとっても、どのデータが自分に関連するか判別がつかず、混乱を招く可能性が高いと考えられるため。 |
| 13 | 第3、Ⅳ、1、(1) 第3、Ⅳ、1、(2) 第3、Ⅳ、1、(3) | 第三者機関は、「認定個人情報保護団体等の監視・監督」を行い、また、「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・権能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有する」とされているが、これらの権限等を第三者機関に付与するに当たっては、「各府省大臣との関係を整理する」とある。混乱を防ぐ観点から、第三者機関と各府省大臣の役割・権限については、いずれかに統一ないし明確化して | 役割・権限が統一ないし明確化されない場合には、混乱が生じ迅速な対応が困難となるため。 |

| 頁数 | 項番（例：第2、I、1） | 意見内容 | 理由等 |
|----|--------------|---------|-----|
| | | いただきたい。 | |

以 上